

秘密保持契約書

(以下、「甲」という。)は、

一般社団法人東京こども子育て支援センター(以下、「乙」という。)に対し、下記の業務に関する乙の秘密保持義務について、以下のとおり合意する。

第1条 (目的・本件業務)

本契約書は、乙が甲に提供する業務支援システム(以下、「本件業務」という。)に関する乙の秘密保持義務を定める。

第2条 (本件秘密情報)

本件秘密情報とは、甲が非公開のものとして管理する一切の情報であって、かつ、乙が本件業務の遂行に関連して知得したすべての情報をいう。

1 以下の各号のいずれかに該当する情報は、本件秘密情報に含まれないものとする。ただし、次項の個人情報については、以下の第1号及び第2号の除外事由は適用されず、公知の情報であっても本件秘密情報に含まれるものとする。

- (1) 既に公知の情報
- (2) 乙の責によらずに公知となった情報
- (3) 乙が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく入手した情報
- (4) 法律上、開示義務がある情報
- (5) 乙が、甲の情報と無関係に開発、創作した情報

2 本契約書において個人情報とは、甲が保有する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

第3条 (本件秘密情報に関する義務)

乙は、本件秘密情報を本件業務遂行の目的以外に使用せず、甲の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して、遺漏・開示しないものとする。

- 1 乙は、本件業務に直接関与する乙の従業員以外の第三者には一切本件秘密情報を開示しないものとする。
- 2 乙は、本件秘密情報を記録した媒体について、甲の事前の許可を得ずに、甲の外部に持ち出したり、送信をしないものとする。

3 乙は、甲の指示がある場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について甲に報告するものとする。

第4条 (遺漏の場合の賠償責任)

本件秘密情報が乙から漏洩した場合には、乙は甲に対し、遺漏によって甲に生じた損害を遅滞なく賠償するものとする。

第5条 (契約の期間)

本契約の有効期間は、「サービス利用契約書」の定めるところに従う。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者署名又は記名捺印の上、各自1通を保有する

以上

平成 年 月 日

(甲)

(乙) 〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町2-7-19

一般社団法人東京こども子育て支援センター

代表理事 松澤美香